



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
7 月 2 日 (水)
号 外
第 34 号

目 次

選挙管理委員会

○選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第129条第1項及び第4項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら公職選挙法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は公職選挙法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者（以下「事務員等」という。）に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のように定め、令和7年7月2日以降その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

なお、選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額に関する告示（平成28年栃木県選挙管理委員会告示第34号）は廃止する。

令和7年7月2日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (4) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - (5) 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき23,000円
 - (6) 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円
 - (7) 茶菓料 1日につき1,000円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - (1) 基本日額 10,000円
 - (2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 1の(1)から(4)までに掲げる額
 - (2) 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき20,000円
- 4 選挙運動に従事する者（事務員等に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額
 - (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円
 - (2) 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円